

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年1月15日
発信課 担当者	経済部旭川市旭山動物園 晶山
連絡先	電話 36-1104
	FAX 36-1406
	E-mail zookoho@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	契約・入札
日程	1 月 15 日 ~ 2 月 5 日
発表項目 (行事名)	旭山動物園展示館案内等業務に係る公募型プロポーザルの参加者募集について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>①内容:旭山動物園の団体入園者の受付業務及び各展示館(ちんぱんじ一館, オオカミの森, エゾシカの森, おらんうーたん館, てながざる館, 両生類・は虫類舎, きりん舎・かば館)において, 入園者の案内等業務に従事する事業者を公募型プロポーザルで募集します。</p> <p>②履行期間 令和3年4月15日から令和4年4月9日まで</p> <p>③公募開始日 令和3年1月15日(金)</p> <p>④公募文 別紙のとおり</p> <p>⑤募集要領 旭山動物園ホームページをご確認ください。</p> <p>⑥その他 公募文及び募集要領につきましては, 旭山動物園ホームページに掲載しています。</p>
添付資料	有 (公募文) ※ 有の場合, 資料の内容を記入すること。なお, 別途冊子等の配付を希望する場合は, その旨記入すること。
報道(取材)に 当たってのお願い	
備考	

令和3年度の旭山動物園展示館案内等業務についてプロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和3年1月15日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼11番地の18

旭川市経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail zookoho@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 旭山動物園展示館案内等業務
- (2) 業務内容 詳細は「旭山動物園展示館案内等業務説明書」のとおり
ア 団体入園者の受付業務
イ 展示館（ちんぱんじー館、オオカミの森、エゾシカの森、おらんうーたん館、てながざる館、両生類・は虫類舎、きりん舎・かば館）における案内業務
- (3) 履行期間 令和3年4月15日から令和4年4月9日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、「警備・受付等（営業種目番号：3030）」のうち「受付、展示物案内・誘導（取扱品目番号：3035）」に登録されている者
- (2) 入札参加資格者名簿において等級格付がAである者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 旭川市内に営業の拠点がある者（名簿における「市内業者」又は「準市内業者」）
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例同条第2号に規定する暴力団員及び次に示す暴力団関係事業者等ではないこと
ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
イ プロポーザルに参加する各法人を代表する者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭山動物園展示館案内等業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和3年1月15日（金）から令和3年2月5日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 交付方法 1の場所で交付するほか、旭川市旭山動物園のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和3年2月5日（金）午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和3年2月20日（土）午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭山動物園展示館案内等プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された受託候補者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案等本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。